

## 吸収分割に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2021 年 9 月 24 日

パナソニック株式会社

2021年9月24日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

大阪府門真市大字門真 1006 番地  
パナソニック株式会社  
代表取締役 社長執行役員 楠見 雄規

当社は、2021年5月31日付でパナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社（以下「本承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結し、2021年7月19日付、2021年8月27日付及び2021年9月9日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき事前開示を行いました。同条第4号ハに定める事象が生じたので、同条第7号に基づき、2021年7月19日付「吸収分割に係る事前開示書面」のうち、第3項(3)を下記のとおり変更いたします（下線は変更箇所。）。

記

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

- (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）

本承継会社は、2021年9月24日の株主総会において、本承継会社普通株式1株を、1株当たり発行価額950万円（発行総額950万円。増加する資本金の額950万円）にて、当社を唯一の割当先とする第三者割当増資の方法により発行することを決議しました。払込期日は、2021年10月1日です。

以上